

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 91

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 国際商標協会（INTA）がアフリカ大陸に関する活動を強化
- ・ 知的財産、遺伝資源および関連の伝統的知識に関する条約案をめぐる外交会議

ARIPO

- ・ ARIPO 大臣評議会において表明されたアフリカとの積極的な協力
- ・ 日本国特許庁（JPO）がアフリカ広域知的財産機関（ARIPO）およびボツワナ企業知的財産機関（CIPA）とバイ会談を実施

ガンビア

- ・ ガンビアが TMclass に加入

モロッコ

- ・ モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）の第 36 回理事会が 2023 年 12 月に開催

OAPI

- ・ コートジボワールが知的財産文書センター（CDPI）の設立を予定
- ・ OAPI の執行評議会において、JPO がアフリカと積極的に協力していく意向を表明

ルワンダ

- ・ アフリカ医薬品技術財団の受け入れを定めた協定にルワンダが署名

南アフリカ

- ・ JPO が南アフリカの企業・知的財産委員会（CIPC）とのバイ会談を実施
- ・ 土地収用法案に示された私有財産の定義に対する疑問
- ・ 商標 Takis Fuego による商標 Takis Biltong の侵害
- ・ 社会とクリエイティブ業界全般にとってのフェアユースのプラス面を強調する主張

2. 他のトピック

ARIPO

- ・ IP コミュニケーションに従事する加盟国の職員に先進的戦略を理解させるために実施された 2 回目のコミュニケーション研修の目的は ARIPO の知的財産制度の普及

- ・ Twebaze 長官が地理的表示（GI）の重要性を論議

ケニア

- ・ ケニアにおける知的財産の現状
- ・ 模倣品や薬物濫用の取締りを目指す模倣品取締機関（ACA）が米国の NACADA と提携
- ・ 年末年始の贈答には真正品の贈り物を

リベリア

- ・ 知的財産権がアフリカの消費者に与える影響

マラウイ

- ・ 自らの仕事の成果を果敢に死守するイノベーターたち

OAPI

- ・ OAPI 長官が特許の実体審査を将来的に導入する可能性に言及
- ・ OAPI 加盟国での税関登録に関する指針
- ・ 特許エンジニアリングの修士号

南アフリカ

- ・ 専門家も当惑！モロッコ国王が南アフリカで最多の商標を出願していたことが判明
- ・ 商業犯罪調査チーム「Hawks」が Lego の玩具の模倣品 100 万ランド相当を押収
- ・ 「カルー産の羊肉」を意味する「Karoo Lamb」が商標保護を取得
- ・ Sun International 社が自社ブランド「Sun City」をブランド偽装者から保護

ジンバブエ

- ・ 中国-アフリカの著作権協力に関するフォーラムでジンバブエ音楽著作権協会（Zimura）の代表が発言

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・ **国際商標協会（INTA）がアフリカ大陸に関する活動を強化¹**

国際商標協会 (INTA) が同協会のサイトに投稿した記事では、アフリカにおける最近の活動の数々を取り上げられている。

- ケニア産業財産機関（Kenya Industrial Property Institute ; KIPI）で開かれたワークショップを主催。
- ジンバブエにおいて商標審査官を対象とした講演を実施－講演の中で特に強調されたのは非代替性トークン（NFT）やバーチャル商品などの現代的な問題である。
- さらに、ジンバブエの企業や知的財産庁においてワークショップを開催。
- タンザニアにおいて INTA が研修を実施する計画が現在進行中。
- トーゴ（OAPI 加盟国）のロメ大学において INTA 職員が講義を行い、発明と商標の関係などの主題について教示。
- ウガンダ登録サービス局（URSB）が主催した意匠に関するセミナーに INTA が参加。

・ **知的財産、遺伝資源および関連の伝統的知識に関する条約案をめぐる外交会議²**

世界知的所有権機関 (WIPO) のサイトに掲載された記事によれば、2024 年 5 月 13 日から同月 24 日にかけて、ジュネーブの WIPO 本部において、標記の会議が開かれる。この会議の目的は、知的財産、遺伝資源および関連の伝統的知識に関する条約の草案を策定することである。これらの問題は、当然ながらアフリカの多くの国にとって大きな重要性を持っている。

前記の WIPO の記事には、以下の論点が示されている。

- 「遺伝資源」に含まれるものとしては、薬用植物、農作物、動物品種などが挙げられる。遺伝資源それ自体を知的財産として直接保護することはできないが、遺伝資源を利用した発明は、特許を通じて保護可能な場合が多い。
- 遺伝資源の一部は、先住民や地域コミュニティによる（しばしば何代にもわたる）資源の利用や保存を通じて伝統的知識に関係している。これらの知識は科学研究に利用される場合もあり、そのような経緯で保護対象の発明の発展に寄与することがある。

¹ <https://www.inta.org/news-and-press/inta-news/africa-update-inta-steps-up-activities-on-the-continent/> (2023.12.6.)

² https://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2023/article_0015.html?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=f839f8ed3a-DIS_PressRelease_EN_131223&utm_medium=email&utm_term=0_-09deeff327-%5BLIST_EMAIL_ID%5D (2023.12.13)

ARIPO

・ ARIPO 大臣評議会において表明されたアフリカとの積極的な協力³

2023年11月24～25日にハボローネ(ボツワナ)で開催されたアフリカ広域知的財産機関(African Regional Intellectual Property Organization ; ARIPO)の第19回大臣評議会に、日本国特許庁(JPO)特許審査第二部(機械技術)の諸岡健一部長が出席した。この会合の席上、諸岡氏は以下のような発言を行っている。

- 最先端技術を利用した新たなサービスがアフリカで普及しつつある。
- イノベーションにつながるビジネス環境の創出がますます重要になってきている。
- JPOは、知的財産の分野におけるアフリカとの積極的な協力体制を引き続き推進していく意向である。

・ 日本国特許庁(JPO)がアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)およびボツワナ企業・知的財産機関(CIPA)とバイ会談を実施⁴

日本国特許庁(JPO)特許審査第二部(機械技術)の諸岡健一部長は、ハボローネ(ボツワナ)で開催されたアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)の第19回大臣評議会の開催期間中に、ARIPOおよびボツワナ企業・知的財産機関(Companies and Intellectual Property Authority ; CIPA)とのバイ会談を実施した。

ミーティングの参加者らは、日本国特許庁(JPO)によるWIPOへの任意拠出金を基にした信託基金「日本産業財産グローバル・ファンド」(WIPO Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global)を活用した支援を通じて、今後とも知的財産の分野での協力を促進し続けるという意向を確認した。

ガンビア

・ ガンビアが TMclass に参加⁵

ガンビア産業財産庁(Gambia Industrial Property Office ; GIPO)の発表によれば、同庁は商品および役務の検索と分類に役立つツール TMClass の商品・役務統一データベース(HDB)の条件を受け入れ、2023年12月18日から同データベースの使用を開始するという。これにより、TMClassに参加している国および地域の知財所管官庁の数は(ARIPO、OAPI、WIPO、EUIPOを含めて)合計96に達した。

TMclassは、現在利用可能な44の言語による商品および役務の検索と、それぞれの名称の翻訳を可能にするとともに、それら商品・役務のニース分類に基づく正確な区分を確認する機会をユーザーに提供している。

³ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202312/2023120702.html> (2023.12.7)

⁴ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202312/2023120703.html> (2023.12.7)

⁵ <https://afripi.org/en/news/gambia-joins-tmclass> (2023.12.18)

モロッコ

・モロッコ工商業所有権庁（OMPIC）の第36回理事会が2023年12月に開催⁶

OMPIC（モロッコの知財所管官庁）の納会において、以下の事実が明らかにされた。

- 2023年におけるモロッコの知的財産出願件数は、2022年の知的財産出願件数に対して増加、商標については前年比で5.5%増、意匠については7%増、モロッコを本国とする特許については7%増であった。
- グローバル・イノベーション・インデックスによるモロッコの格付けは28位となっている。

OAPI

・コートジボワールが知的財産文書センター（CDPI）の設立を予定⁷

2023年12月21日、コートジボワールが知的財産文書センター（Intellectual Property Documentation Centre ; CDPI）を設立するという発表があった。発表の式典に出席したのは、OAPI長官のDenis L Bohoussou氏、コートジボワール政府の職員、企業のトップ、発明家・研究者の団体といった顔ぶれである。

公告によれば、科学技術情報の普及を推進するとともに、（特に知的財産に関する地域的なサービスの国内利用者への提供を通じて）国家レベルにおけるOAPIの活動を強化するため、OAPIの各加盟国にCDPIを設立するという計画があるという。さらに、新設されるセンターの建物はコートジボワール知的財産庁（Ivorian Intellectual Property Office ; OIPI）の業務にも利用され、最終的には国内で運営されるCDPIの数は14に達する予定だという。

・OAPIの執行評議会において、JPOがアフリカと積極的に協力していく意向を表明⁸

2023年12月12日にブルキナファソで開催されたOAPIの第63回執行評議会において、日本国特許庁（JPO）特許審査第二部（機械技術）の部長を務める諸岡健一氏が録画したビデオメッセージが公開された。

そのメッセージの中で諸岡部長は、最先端技術を利用した新たなサービスがアフリカで普及しつつあり、その結果としてアフリカは、国際的な関心を惹きつけるような、目覚ましい「リープフロッギング」（発展途上国が発展段階を飛び越えて最先端技術を利用すること）を実現しつつあると述べている。同部長の言によれば、イノベーションにつながるビジネス環境の創出が極めて重要であり、JPOは今後も知財の分野でアフリカと積極的に協力していく意向だという。

⁶ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/36eme-conseil-dadministration-de-lompic-18-decembre-2023> (2023.12.19)

⁷ <http://www.oapi.int/index.php/en/component/k2/item/839-!%E2%80%99oapi-s%E2%80%99implante-en-c%C3%B4te-d%E2%80%99ivoire> (2023.12.)

⁸ <https://www.jpo.go.jp/e/news/ugoki/202312/2023121802.html> (2023.12.18)

ルワンダ

・ アフリカ医薬品技術財団の受け入れを定めた協定にルワンダが署名⁹

2023年12月18日、ルワンダ政府はある協定に署名した。この協定の規定に従い、ルワンダは「アフリカ医薬品技術財団」（African Pharmaceutical Technology Foundation；APTf）を自国に受け入れることに同意したのである。APTfとはアフリカ大陸の医療エコシステムにおけるテクノロジーの利用を促進する汎アフリカ的な機関で、アフリカ開発銀行（AfDB）の取締役会によって2022年に設立・承認された。

報道記事によれば、今後 APFT は知的財産権により保護された製法の利用について交渉を行い、アフリカの地域的な製薬産業部門の刷新を支えるエコシステムを構築していく予定だという。

南アフリカ

・ JPO が南アフリカの企業・知的財産委員会（CIPC）とのバイ会談を実施¹⁰

2023年11月23日、日本国特許庁（JPO）特許審査第二部（機械技術）の部長を務める諸岡健一氏が南アフリカの知財登録期間である企業・知的財産委員会（Companies and Intellectual Property Commission；CIPC）を訪問した。この訪問を機に JPO と CIPC は、両機関の最新事情や特許分野での協力の展望に関して情報交換を行った。

南アフリカのニュースウェブサイトに掲載された記事によれば、「知的財産が迅速かつ円滑に確保され、適正に保護される環境をアフリカ全域で発展させるため、JPO は今後も引き続きアフリカの知財庁との協力を推進していく意向」だという。

・ 土地収用法案に示された私有財産の定義に対する疑問¹¹

公益のための私有財産の収用を認める「土地収用法案」（Expropriation Bill B23-2020）が南アフリカ議会に提出された。しかし、「私有財産」（*property*）という語が明確に定義されていないため、知的財産が「私有財産」に含まれるか否か、つまり知的財産の収用が認められるか否かが不明瞭であるという懸念が持ちあがっている。一般的な見解によれば知的財産は収用の対象となる「私有財産」に含まれないようだが、それならその旨を法文に明記しておく方が明らかに望ましいだろう。

・ 商標 Takis Fuego による商標 Takis Biltong の侵害¹²

南アフリカの最高裁判所にあたる最高控訴裁判所（Supreme Court of Appeal）は、*Grupo Bimbo S.A.B. v Takis Biltong (293/2022) (2023) ZASCA 175, 14 December 2023* の事案において、第 30 類（菓子類および菓子パン製品）に登録されている商標 Takis Fuego は、第 29 類（食肉製品）に先行

⁹ <https://www.newtimes.co.rw/article/13170/news/health/rwanda-signs-host-agreement-for-african-pharmaceutical-foundation> (2023.12.18)

¹⁰ <https://www.ipo.go.jp/e/news/ugoki/202312/2023120701.html> (2023.12.7)

¹¹ <https://www.iol.co.za/mercury/news/questions-over-bills-property-definition-e1d48adc-72ac-4f0e-9031-3abd457060ab> (2023.12.11)

¹² <https://www.saflii.org/za/cases/ZASCA/2023/175.html> (2023.12.14)

登録されている商標 Takis Biltong との混同を引き起こす可能性が高いとの判断を示した。同裁判所によれば Takis Fuego の登録は過誤によるものであり、問題の商標は判決に従って抹消された。

・ **社会とクリエイティブ業界全般にとってのフェアユースのプラス面を強調する主張¹³**

南アフリカの著作権法（同法の改正プロセスは数年にわたって継続中である）に盛り込まれる著作権の例外規定に関する規定をめぐって、長々と論争が展開されている。論争の的となっているのは、著作権侵害の主張に対する抗弁事由として、適用範囲の広い米国流の「フェアユース」 (*fair use*) ではなく（従来通りの）「フェアディーリング」 (*fair dealing*) を採用すべきではないか、という点である。南アフリカの新聞 Daily Maverick に最近掲載された記事では、フェアユース派の論客の一人である Denise Nicholson 教授が以下のような主張を展開している。

- 米国以外にも 10 か国を超える国がフェアユースに関する規定を自国の著作権法に盛り込んでおり、最近ではナイジェリアもフェアユースを採用している。
- 「フェアユースのせいでクリエイティブ産業が壊滅的な損害、雇用の喪失、投資の撤収といった打撃を被ったことを示す証拠は存在しない」ことを様々な人々が確認している。むしろ、私の問いかけに答えてくれた人々は、「クリエイティブ産業の成功を後押しする要素、クリエイター業界と公衆との間でバランスをとる手段」としてのフェアユースのプラス面を指摘している。

2. 他のトピック

ARIPO

・ IP コミュニケーションに従事する加盟国の職員に先進的戦略を理解させるために実施された 2 回目のコミュニケーション研修の目的は ARIPO の知的財産制度の普及（2023 年 12 月 11 日）

<https://afripi.org/en/news/second-communications-training-equips-national-ip-communication-officers-cutting-edge>

・ Twebaze 長官が地理的表示 (GI) の重要性を論議（2023 年 12 月）

https://www.linkedin.com/posts/bemanya-twebaze-922255192_last-week-i-led-a-three-day-inaugural-study-activity-7142767147054784513-mOd1/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

ケニア

・ ケニアにおける知的財産の現状（2023 年 12 月 1 日）

<https://borgenproject.org/intellectual-property-in-kenya/>

¹³ <https://www.dailymaverick.co.za/article/2023-12-21-unpacking-the-positive-sides-of-fair-use-for-society-and-creatives-at-large/> (2023.12.21)

- ・ 模倣品や薬物濫用の取締りを目指す模倣品取締機関（ACA）が米国の NACADA と提携（2023 年 12 月 4 日）

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/467-anti-counterfeit-authority-aca-and-nacada-forge-alliance-to-combat-counterfeits-and-drug-abuse>

- ・ 年末年始の贈答には真正品の贈り物を（2023 年 12 月 23 日）

<https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/470-op-ed-share-genuine-gifts-this-holiday-season>

リベリア

- ・ 知的財産権がアフリカの消費者に与える影響（2023 年 12 月 21 日）

<https://www.liberianobserver.com/impact-intellectual-property-rights-african-consumers-0>

マラウイ

- ・ 自らの仕事の成果を果敢に死守するイノベーターたち（2023 年 12 月 18 日）

<https://www.africannewsagency.com/times-group-malawi/innovators-dared-to-protect-their-work-89aa34d6-c479-5f4e-a6ca-8ad3cd45a8c0/>

OAPI

- ・ OAPI 長官が特許の実体審査を将来的に導入する可能性に言及（2023 年 12 月 5 日）

[linkedin.com/posts/oapi-linkedin_introduction-de-lexamen-quant-au-fond-activity-7137935835278094336-cCOX/?utm_source=share&utm_medium=member_ios](https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_introduction-de-lexamen-quant-au-fond-activity-7137935835278094336-cCOX/?utm_source=share&utm_medium=member_ios)

- ・ OAPI 加盟国での税関登録に関する指針（2023 年 12 月）

https://www.linkedin.com/posts/africaipr_africaipsmehelpdesk-activity-7138828035666931712-UhNc/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

- ・ 特許エンジニアリングの修士号（2023 年 12 月 17 日）

https://www.linkedin.com/posts/oapi-linkedin_formation-hybride-technologique-activity-7142565448205733889-m1gP/?utm_source=share&utm_medium=member_ios

南アフリカ

- ・ 専門家も当惑！モロッコ国王が南アフリカで最多の商標を出願していたことが判明（2023 年 12 月 5 日）

<https://www.2oceansvibe.com/2023/12/08/everyone-is-curious-why-the-moroccan-king-filed-more-trademarks-in-sa-in-2022-than-anyone-else-including-amazon/>

- ・ 商業犯罪調査チーム「Hawks」が Lego の玩具の模倣品 100 万ランド相当を押収（2023 年 12 月 8 日）

<https://www.citizen.co.za/witness/news/hawks-seize-counterfeit-lego-worth-almost-r1-million/>

- ・ 「カルー産の羊肉」を意味する「Karoo Lamb」が商標保護を取得（2023 年 12 月 13 日）

<https://www.africanfarming.com/news/karoo-lamb-earns-trademark-protection/>

- ・ Sun International 社が自社ブランド「Sun City」をブランド偽装者から保護（2023 年 12 月 19 日）

<https://www.businesslive.co.za/bd/companies/transport-and-tourism/2023-12-19-sun-international-shields-its-sun-city-brand-from-imposters/>

ジンバブエ

・中国-アフリカの著作権協力に関するフォーラムでジンバブエ音楽著作権協会（Zimura）の代表が発言（2023年12月3日）

https://www.newsday.co.zw/thestandard/standard-style/article/200020394/zimura-makes-its-point-at-sino-african-copyright#google_vignette

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニューズレター Vol. 91

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2024 年 1 月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。